

第16回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年9月13日（木）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（21人）

農業委員	1番	堺田 定
	2番	熊野 茂公
	3番	宮内 昭壽
	4番	河村 晴夫
	5番	小林 勉
	6番	田村 尚利
	7番	出穂真奈美
	8番	鬼武 敬子
	9番	繁本 武紀
	10番	藤本 準一
	11番	山本 忠男
	12番	田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員	1番	小田 博
	2番	城 俊治
	3番	末岡 博
	4番	國弘 久男
	6番	秋山 孝
	7番	西岡 正信
	8番	弘田 靖
	9番	久保田 等
	10番	尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員（1人）

5番 西村 隆裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長	<p>みなさんおはようございます。</p> <p>それでは 只今から第16回農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の総会にあたり、農地利用最適化推進委員5番 西村 隆裕 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。</p> <p>本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は9名で定足数に達しております、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員は、9番 繁本 武紀 委員、10番 藤本 準一 委員 にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。</p> <p>続いて議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は1件でございます。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。</p> <p>議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。</p> <p>申請のあった土地は、大字三井地内の市役所三島出張所から北に約1.7kmに位置する1筆で、地目は田、面積は1,050m²です。譲渡の事由ですが、譲渡人は下松市にお住まい、高齢となり当該農地の維持管理が困難になったため、当該農地の隣接地で野菜等の生産を行っている譲受人へ贈与を申し出、譲受人も農業経営規模拡大及び安定化のため了解されたものです。</p> <p>では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。</p> <p>まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所</p>

有、耕作している農地は、自宅から車で 15 分くらいの距離であり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」についても、該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては小田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 小田委員、補足説明をお願いします。

推進 1 番 今、事務局から説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案は1ページです。今月の申請は1件でございます。

それでは、別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。
議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、ご説明申し上げます。

本件は使用貸借権の設定に伴う転用許可申請となっております。

申請者ですが、貸付人は浅江地内の申請地そばにお住まいです。

借り受人は現在室積の借家に住まいする貸主の息子さんです。

申請のあった土地は、市役所浅江出張所の北約2kmに位置する1筆で、地目は田、面積が845m²の自作地です。転用の目的ですが、両親が高齢となったため両親の住居に隣接する当該農地の内174m²に自己用住宅の建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

比較的優良な農地が10ha以上の一団性を有する場合、この一団を構成する農地は第1種農地との判断となります。第1種農地の場合、その地域に居住する者の日常生活上必要なもので、既存集落から染み出し的に設置されるものについては許可がされるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・融資証明等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、申請地は市街化調整区域内であるため、都市計画法による開発許可が必要です。許可申請書の写しが添付されており、また、市の都市計画課へ申請済みの確認も行っております。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。なお、前述いたしました通り本件は都市計画法の開発許可を要しますので、農地法による転用許可は開発許可と同時施行となります。

説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、田村会長に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 今、事務局から説明がありましたとおり、特に問題ございません。これより質疑に入ります。何かございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)

	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
事務局	<p>つづきまして報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。</p> <p>届出の件数は、2件でございました。</p> <p>内容については記載のとおりでございます。</p> <p>なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。</p>
	<p>続いて報告第2号「非農地証明について」です。</p> <p>証明願の件数は2件でございました。</p> <p>内容については記載のとおりでございます。</p> <p>地区担当の委員ほか2名の委員と、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。</p>
	報告は以上でございます。
議長	只今の報告第1号、第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。
	(なしの声)
議長	質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。
	以上で第16回光市農業委員会総会を閉会いたします。
	上記は、平成30年9月13日開催の第16回光市農業委員会総会の事録である。
事務局	平成30年 月 日
	光市農業委員会 会長 田村 耕一
	上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事錄署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印